

# 消費者トラブルにご注意を!

進学や就職により、新たな生活が始まるこの時期は、消費者トラブルも起こりやすくなります。気を付けたいポイントなどを紹介します。

消費生活センター(☎225-3300、☎221-6282)

## 新生活にまつわるトラブル

新たな土地で一人暮らしになると、相談する人もなく、言われるままに商品を購入したり、契約を結んだりしてトラブルになることがあります。また、悪質な業者にだまされて、思っていた内容と異なる契約をしてしまうこともあります。



相談事例

引っ越し当日に訪れた業者からマンションの管理会社と関連があるかのような説明を受け、換気扇フィルター購入の契約をしたが、業者のうそだった



ショッピング用にクレジットカードを作ったが、限度額いっぱい買い物をしてしまい、返済ができなくなった

## ! 新成人は特に注意

4月から、18歳以上が成人になりました。成人は、親の同意がなくても契約ができるようになる反面、自分で結んだ契約に対しては責任を負わなければなりません。

安易に契約を結んでトラブルに巻き込まれないよう、注意が必要です。

防止のポイント

- その場ですぐに契約せずに、管理会社に確認しましょう
- 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます

- 支払い計画を立てて利用しましょう
- 手数料が発生する分割払い、リボ払い\*に注意!
- カードの管理は適切に。利用明細は必ず確認!

\*リボ払い(リボルビング払い)とは、毎月一定の金額を返済する支払い方法。支払い回数を決める分割払いと違う。高額な買い物をして月々の返済の負担を少なくできる反面、手数料(利息)は利用残高に対して発生するため、利息ばかり支払って元金がなかなか減らない、ということもある

## 5月は消費者月間です

### 若者の被害防止を呼び掛け

今年度は、「考えよう! 大人になるとできること、気を付けること - 18歳から大人に -」を消費者月間統一テーマとして、若者の被害防止を呼び掛けています。同月間中は、区役所や公民館などで消費生活に関するパネル展示を行います。

### 消費生活出前講座のご利用を

消費者トラブルの実例を通して、消費生活の基礎的知識の習得や消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、学校や町内会などへ講師を派遣しています。

☎電話かファクスで、広島消費者協会(☎、☎225-3320)へ。10:00~17:00(火、(日)、(祝)、12月29日~1月3日を除く)

### 消費者トラブル? と思ったらご相談を

商品やサービスの契約に関するトラブルについて、相談や苦情を受け、解決に向けた助言などを行います。 ※12言語に対応した音声翻訳システムをご用意しています

### 消費生活センター(☎、☎は左上)

受付時間: 10:00~19:00

まずは電話による相談をご利用ください。センターについて詳しくは右の二次元コードから



(☎火)、12月29日~1月3日

### 消費者ホットライン ☎188(いやや)

全国共通。音声ガイダンスにより最寄りの相談窓口につながります

# 市犯罪被害者等支援条例を制定

犯罪被害者などの権利利益を保護し、市民が安全・安心に暮らせる地域社会の実現に取り組むため、条例を制定しました。

☎市民安全推進課(☎504-2714、☎504-2712)

## 被害者の心に寄り添い、必要な施策を総合的に推進

犯罪被害者やその家族などは、生命・身体への直接的な被害だけでなく、周囲からの心ない発言など

により、二次的な心身の被害を受けることがあります。

本条例で定める基本理念やそれぞれの責務を理解し、犯罪被害者などの支援にご協力ください。

市犯罪被害者等支援条例(令和4年4月1日施行)の一部抜粋

基本理念	①犯罪被害者等の尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を尊重して支援を行います
	②犯罪被害者等が置かれている状況、その他の事情に応じて支援を適切に行います
	③犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援を途切れることなく行います
	④本市、市民等、事業者、関係機関等が相互に連携、協力して支援を推進します
責務	市の責務/基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する施策を策定、実施します
	市民等の責務(※)/●犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性の理解 ●二次的被害や犯罪被害者等を地域社会で孤立させないことへの配慮 ●本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力
	事業者の責務(※)/●二次的被害への配慮 ●本市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策への協力 ●犯罪被害者等の勤務への配慮
	(※)基本理念にのっとり、実施するよう努めてください

●犯罪被害に遭ったときは、一人で悩まずにご相談ください

### 相談窓口

市犯罪被害者等総合相談窓口 ☎504-2722、☎504-2712 (月)~(金) 8:30~17:15 (祝)・(休)、8月6日、12月29日~1月3日を除く)

市犯罪被害者等支援条例について、詳しくは市ホームページで

市HP ページ番号 272380



# 住宅用火災警報器の点検を

住宅用火災警報器は、古くなると劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなります。定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。 ☎消防局予防課(☎546-3476、☎249-1160)

## 定期的なメンテナンスを

住宅用火災警報器は、一度設置すれば、ずっと使用できるものではなく、維持管理が必要です。古くな

ると電子部品の劣化や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあり、とても危険です。

定期的に点検し、10年を目安に交換しましょう。

## 点検・交換方法

### ● 正常に作動するか確認する

「押しボタンを押す」か「ひもを引っ張る」ことで、「火事です! 火事です!」などの音声や警報音が鳴れば正常です。異常があれば、すぐに交換しましょう。



ボタンを押す



ひもを引っ張る

### ● 取り外しは左に回すだけ

本体は簡単に外せます。ベースの取付板はドライバーなどで、一つが作動すると家の全ての警報器が鳴る「連動型」への交換をお勧めします。

そうだ! 祖父母の家の警報器も点検してあげよう



市消防局マスコットキャラクタ「もみみん」

いざというとき命を守るため、点検をお願いします!



◆ 高所での作業になるので、転倒しないよう十分気を付けましょう

市HP ページ番号 255109

